



担当： 広共同事務センター



広共同事務センター
キャラクター

節分を過ぎ、梅の開花が待たれる頃となりましたが、厳しい寒さが続いています。
今回は看護・介護が必要になったときに取得できる休暇等をピックアップしてお知らせ
します。詳しい制度の内容については事務職員にお尋ねください。

広千太くん



■ 家族の看護等に係る休暇(特休第15号)

要件・期間	内容	対象者	取得要件	取得可能日数	
				義務教育終了前の子が2人以上	
要件・期間	負傷又は疾病による治療、療養中の看病、通院等の世話	配偶者、父母、配偶者の父母、子(義務教育終了後)、孫	職員以外に看護者がいない場合	5日 (基本日数)	+5日 (加算日数)
	予防接種、健康診断				
	学校等の臨時休業(感染症予防の場合)	子(義務教育終了前)	-		
	学校等の行事への出席				

※ 孫が追加されました。 ※ 学校等には障害児通所支援を行う施設等(療育園など)も含まれます。

■ 短期介護休暇(特休第16号)



要件	要介護者の介護、通院等の付添い、介護サービス手続きの代行、その他必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合(要介護者の範囲は介護休暇と同じ)
期間	1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)を超えない範囲内で必要と認める日又は時間(時間単位で取得した場合は7時間45分をもって1日とする)

■ 介護休暇・介護時間

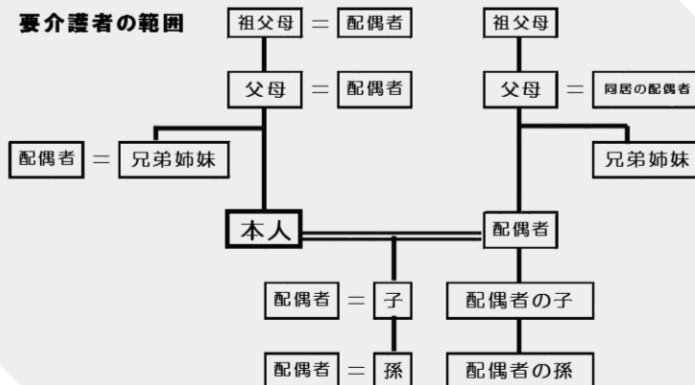


この制度は特別休暇とは異なり、無給の休暇制度です。共済組合等から手当金が出る場合もあります。

〈要件〉

職員が、重度の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの(要介護者)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合。

要介護者の範囲

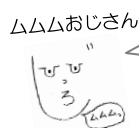


裏面に続く



項目	介護時間	第1号介護休暇	第2号介護休暇
期間	要介護者の介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間	要介護者の介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間	職員1人につき通算して2年6月
取得単位の期間	30分 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日2時間以内	1日又は1時間 (1日単位で取得しても1時間単位で取得しても指定期間は同じ)	6月 ・時間単位での取得はできない ・承認期間中の取消等により6月末満の期間が生じた場合で、残った期間全てを取得する場合にのみ、6月末満での取得も可能である。
延長		各指定期間につき1回に限る。	可能である。
再取得 (介護を必要とする状態が続いている場合)	連続する3年の期間内であれば、毎日の取得のほか、特定の曜日のみなどの断続的取得も可能	通算して6月を超えない範囲内であれば、3回まで分割して取得することができる。	できない。
手続き等	介護時間の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに所属長に請求	休暇期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに所属長に請求	休暇期間の始まる日の前日から起算して1月前の日までに所属長に請求
給与	勤務しなかった時間数に応じて、翌月の給与から減額する。	勤務しなかった時間数に応じて、翌月の給与から減額する。	支給しない。

※ 第2号介護休暇は、第1号介護休暇を受けた後において、再度の第1号介護休暇を取得できない場合に限り取得できる。



△△△おじさん
手続きも色々あるけえ
まずは相談してほしいのう。

サービス「一問一答！」 特休第15号 家族の看護等に係る休暇

Q 「看護」は負傷又は疾病による治療、療養中の看病、通院等の世話を行うこととされているが、次の場合も「看護」に該当するか。

- 手術や入院に伴う事前の精密検査及び事前説明への随行
- 手術の立ち会い
- 2, 3日程度の入院に伴う世話

A 負傷又は疾病の治癒・治療を目的として手術や入院が行われるのであれば、これらについても看護とみなして差し支えない。

なお、本号の休暇における「看護」とは、負傷又は疾病の治癒・治療を目的としての短期的な看病や世話等を対象としており、学校への送迎等の社会生活上の支援や、要介護認定を受けている家族の世話等は該当しない。

